

仕 様 書

1 業務名

札幌市保健所医療対策室感染性廃棄物収集運搬及び処分業務

2 業務概要

委託者が指定する場所から排出される感染性廃棄物について、収集・運搬し、処分を行う。なお、本業務を履行するにあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）及び地方公共団体の定める条例並びに「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（平成 30 年 3 月環境省環境再生・資源循環局発行）など関係法令を遵守すること。

3 履行期間

令和 4 年 10 月 1 日から令和 4 年 11 月 30 日まで

※ただし、期間満了までに委託者または受託者のいずれからも契約終了の通知がないときは、本契約と同一条件で令和 5 年 3 月 31 日まで継続できるものとする。なお、新型コロナウイルス感染症の動向等により期間中に業務が終了する場合は契約を解除できるものとする。

4 排出場所

- (1) 札幌市中央区大通西 19 丁目 札幌市保健所（保健所基地）
- (2) 札幌市北区北 24 条西 5 丁目 札幌サンプラザ（北 24 条基地）
- (3) その他委託者が指定する場所

5 作業及び作業時間

土曜日、日曜日、国民の祝日を除き各排出場所が指定する日の午前 9 時～午後 5 時までとする。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

6 排出予定数量

50L 容器・・・400 個

※予定数量は新型コロナウイルス感染症の感染状況などにより増減する可能性がある。

7 契約単価

感染性廃棄物容器（50L）収集運搬処分（単位：1 個あたり、容器代含む）

8 廃棄物容器の仕様等

- (1) 容量は50Lとし、箱状の形状で密閉蓋付きであること。
- (2) 材質はプラスチック製のもので軽量かつ処理が容易で耐水性があり損傷しにくいものであること。
- (3) 容器の外部面に「バイオハザードマーク」又は「感染性廃棄物」の文字を見やすい位置に掲示すること。
- (4) 容器の費用は受託者が負担し、委託者へ供給すること。

9 履行方法等

- (1) 感染性廃棄物の収集運搬及び廃棄物容器の供給は、原則として週1回行うこととするが、委託者から連絡があった場合は隨時行うこと。
- (2) 受託者は各排出場所の担当者立会いのもと、収集する廃棄物容器の数量を確認したうえで廃棄物専用容器を運搬車に積み込み、中間処理場へ運搬すること。
- (3) 運搬に用いる車両は、感染性廃棄物専用車両を使用し、他の廃棄物を混載しないこと。
- (4) 感染性廃棄物の処分は関係法令等に基づき適正に処理すること。

10 作業の完了報告

受託者は、各月の業務完了後、速やかに委託者へ完了届及び産業廃棄物管理票（マニュフェスト）を提出し、委託者の検査を受けること。

11 その他

- (1) 受諾者は、常に安全管理に努め業務遂行にあたり事故防止に十分注意することとし、事故等が発生した場合には必ず委託者に報告し指示を受けること。
- (2) 業務の履行においては、環境負荷の低減に努めること。
- (3) 廃棄物容器の収集時期等については、委託者と調整すること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、双方協議により決定すること。

12 担当

札幌市保健所医療対策室業務調整課患者搬送担当係 猪股（いのまた）
電話 070-7404-4348